

## 第1回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成17年6月27日（月）午後3時30分～午後5時30分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員8名、市長、事務局職員5人
- 4 議事内容（概要要旨）

### （1） 委員委嘱

市長から委員全員に対し委嘱状を交付した。

### （2） 市長あいさつ

- ・ 市民との協働の取り組みをおこなうためには、市政について市民の皆さんによく知ってもらい情報の共有を図るとともに政策の形成の段階で市民の皆さんの意見をできるだけ聴いていくことが必要ですが、行政はこのあたりがあまり得意ありませんでした。いろいろな角度から、皆さんのご支援、ご審議を賜りたいと思います。
- ・ 市民の皆さんの願いも我々行政の願いも同じ方向を向いていると思っておりますが、協働という文字が示すがごとく、宝塚市にとって、よりよい方向を見いだしていければ、と思っております。
- ・ 委員の任期は、2年間となっております。この2年間、よろしく願いいたします。

### （3） 会長及び会長職務代理者の選出

- ・ 会長に中川委員が互選された。
- ・ 会長職務代理者は寺田委員が指名された。

### （4） 宝塚市パブリック・コメント審議会の会議の公開について

- ・ 事務局が提示した「宝塚市パブリック・コメント審議会の会議の公開等に関する要領」を承認し、公開等については本要領によるものとする。
- ・ 委員は、個人情報に関する事などについては守秘義務を負うものとし、本審議会の委員を辞した以降も審議会で審議した個人情報などに関する内容については守秘義務を負うものとする。
- ・ 障害のある人が傍聴する場合は、傍聴できるようにできる限り、サポートをする。
- ・ 本審議会の議事録は、委員の個人名は記載をせず、かつ要約したものとし、市ホームページなどで公開する。

### （5） パブリック・コメント審議会の運営について

- ・ パブリック・コメント条例の対象について、条例上で明確にしていかなければ、行政から対象の是非の判断だけを本審議会に求められ、審議会の判断を行政の言い訳に使われることになりかねない。

- ・ 審議会の運営は、条例にある行政活動への住民参加を促進する方向に沿って行っていくべきであるとする。
- ・ 苦情の取り扱いについて、審議会は、原則として、パブリック・コメントの手続に関する苦情を審議会は受け止めるものとする。
- ・ 苦情がなくても定期開催の回数は確保する。そして、年度の前半、または1年間を通じてパブリック・コメントがうまく出来たかどうかを検討、評価し、市長に結果を返すことは審議会の仕事である。  
何年かこの積み重ねを行い、第4条を改正する方向に進むものとする。
- ・ 本審議会は、諮問機関であり、執行機関の、市長の諮問を受けて審議していくことになるが、本審議会の性格から、推進機関的な役割までも踏み込んでいく。しかし、本審議会は諮問機関であるため、また、本審議会自体に見えないところもあるので、行き過ぎだといわれないように、地道に一步一步踏みしめて行く。
- ・ 次回には、市長から諮問をお願いします。

#### (4) 次回開催日

事務局から10月下旬との提示があったが、できるだけ前倒しをする。開催日は事務局に一任するが、事務局は9月開催に向けて努力するものとする。

## 宝塚市パブリック・コメント審議会の会議の公開等に関する要領

## (目的)

- 1 この要領は、市民参加条例（平成13年条例第37号）第6条の規定に基づき、宝塚市パブリック・コメント審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）について、その公開及び傍聴に関して必要な事項を定めることにより、円滑な運営を推進することを目的とする。

## (会議開催の周知)

- 2 会議については、その開催日時、開催場所等を適切な方法により市民に周知するものとする。

## (会議の公開)

- 3 会議は公開するものとする。会議の議事録はホームページ等で公開する。ただし、審議会の決議により会議の一部を非公開とすることができる。

## (傍聴の申し込み等)

- 4 会議の開催場所の規模により、傍聴者の人数を制限することができるものとする。  
なお、傍聴申込は先着順とする。

## (傍聴の手続き)

- 5 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付名簿に氏名、住所を明記し、係員の指示に従って傍聴に望むものとする。

## (傍聴できない者)

- 6 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
  - (2) はちまきなどを着用し又は旗などを携帯している者
  - (3) 拡声器、録音機、写真機などの類を携帯している者。ただし、審議会会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
  - (4) 酒気を帯びていると認められる者。
  - (5) その他会議の運営を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

## (傍聴者の守るべき事項)

- 7 傍聴者は、次の事項を守らなくてはならない。
  - (1) 議事に関する発言や可否を表明し又は騒ぎ立てるなど、会議を妨害してはならない。
  - (2) はちまきなどを着用し、又は旗などを掲げるなどの示威行為をしてはならない。

- (3) みだりに席を離れ、又は飲食するなど、会議運営の妨害となるような行為をしてはならない。
- (4) 会長の許可を得ずに、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。
- (5) 会議中においては、会長の指示に従わなくてはならない。
- (6) 会議における各委員の発言等に関して、審議会の内外を問わず、個人を誹謗、中傷するような言動をしてはならない。
- (7) 各委員の同意を得ずに、検討委員会外において、委員個人に対して手紙、電話その他の方法により、意見を表明し意見を求めるなどの行為をしてはならない。

(違反者に対する措置)

8 傍聴者がこの要領に違反するとき、会長は、これを制止し、従わないときは退場させることができるものとする。

(報道関係者の取り扱い)

9 報道関係者の取り扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 報道関係者は、上記第4の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第7から第8までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは、「報道関係者」と読み替えるものとする。

(その他)

10 この要領に定めのない事項については、会長が審議会に諮って定める。

この要領は、平成17年6月27日から運用する。